

議案第14号

白岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

白岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成25年
白岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を
「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエ
ネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消
費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、
本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。